

産後ケアセンター運営事業者の公募について

産後ケアセンター事業の新たな運営事業者については、これまでのケアの質を確保しつつ武蔵野大学から円滑に事業を引き継ぐことが出来る事業者を、プロポーザルによる公募にて選定する。

1 主な公募の条件

(1) 委託する事業

家族等から十分な家事及び育児等の援助が受けられない母子への保健指導及び授乳指導等を行う産後ケアセンター事業を、通年・24時間運営する。その内容は以下のとおり。

母子のショートステイ及び母子のデイケア

兄姉ショートステイ及び兄姉デイケア

利用料徴収事務

子育て利用券取扱い事務

利用者を対象とした相談支援及び区や医療機関、地域資源等の案内

(2) 利用定員

1日あたりの受入数 15組(15室)

(ショートステイ、デイケアを合算した母子組数。また母子組数には15部屋に収まる範囲内の多胎児、兄姉を含む)

そのうち1室は、緊急利用枠とする。

(3) 対象事業者

本事業の運営が可能な社会福祉法人、財団法人、社団法人、学校法人等の公共的団体及び、医療法人、株式会社等で、次の事項を満たすものとする。

施設利用者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること

社会福祉事業に熱意と見識を持ち、良好な実績のある事業者であること

施設運営に必要な経営基盤及び社会的信望を有していること

世田谷区子ども計画に基づく子育て支援施策を良く理解し、積極的に協力を行う事業者であること

母子保健や児童虐待(特に乳児虐待)に対する知識と支援のスキルを有し、常に職員の知識と支援力向上のための研修等に取り組む事業者であること

応募に際して区が別に定める条件を厳守すること

(4) 委託料

委託料については、年1億6千万円程度とする。

なお、初年度に限り、区が認める範囲内で初期費用を別途計上することができる。

(5) 自主事業

区が委託する事業の他、施設の目的を妨げない範囲で、児童福祉の向上につながる自主事業を提案すること。

(6) 事業の引き継ぎ

平成30年4月1日から円滑に事業が実施できるように、平成30年1月から3月までの間、現事業者から引継ぎを行うこと。

(7) 人員配置

施設長（常勤）1名

助産師（常勤または非常勤）

運営にあたっては、24時間助産師を2名以上常駐させること。昼間は常勤の助産師を母子4組当たり1名常駐させること。なお、常勤の助産師は施設長と兼任することができる。

保健師、看護師又は保育士 乳児保育室で乳児を保育する時間に1名以上常駐させること。

臨床心理士 週2日4時間以上配置すること。

事務員（常勤または非常勤） 昼間受付時間中は使用者管理と利用料収納事務のため3名以上常駐させること。

（8）プロポーザルに参加できる者の資格（資格要件、実績等）

産後ケア若しくは類似の事業についての1年以上の実績を有する者、又は看護学部を有する学校法人や産婦人科を標榜する医療機関等、産後の母子の心身の変化を理解し、母子保健に精通している者とする。

（9）職員の継続雇用

平成30年3月末日まで武蔵野大学が雇用している非常勤職員含む従業員の継続雇用等について、武蔵野大学と協議すること。

3 事業者公募スケジュール

平成29年9月	第1回選定委員会 事業者公募（プロポーザル公告） 事業説明会
10月	参加表明受付〆切 提案書、財務資料提出〆切 第2回選定委員会
11月	第3回選定委員会 審査結果通知発送
平成30年1月～	引継ぎ期間
4月～	委託開始